

お取引先様向け YOKOGAWA グループ サステナブル調達ガイドライン

SCM_PPPB-0001
第二版

発行日: 2019年8月8日

横河電機株式会社
グローバル・ビジネス・サービス本部

このガイドラインは、持続可能な社会実現のため、お取引先様に守っていただきたい事項を記載したものです。このガイドラインを参照する目的以外で使用または複製することはできません。

改訂履歴

Rev.	Date	Description	Responsible department
0	2009年1月	2006年公開 JEITA サプライチェーン CSR 推進ガイドブックを参考に“YOKOGAWA サプライチェーン CSR ガイドライン”初版を制定	横河電機(株) 購買本部
1.0	2013年 7月3日	紛争鉱物追記	横河マニュファクチャリング(株) 購買・業務本部
1.1	2018年 6月5日	担当部署変更	横河電機(株) グローバル・ビジネス・サービス本部
2.0	2019年 8月8日	タイトルを“サステナブル調達ガイドライン”に変更 グローバル・コンパクトへの支持の表明などを反映させ、RBA 行動規範 V6.0 を参考とし、YOKOGAWA サプライチェーン CSR ガイドラインを改訂	横河電機(株) グローバル・ビジネス・サービス本部

目次

改訂履歴.....	1
はじめに.....	4
A. 人権・労働	5
1) 強制労働の禁止	5
2) 児童労働の禁止ならびに若年労働者への配慮	5
3) 労働時間への配慮	5
4) 適切な賃金	6
5) 非人道的待遇の禁止	6
6) 差別の禁止	6
7) 労働者の団結権	6
B. 安全衛生	7
1) 職場の安全	7
2) 緊急時への備え	7
3) 労働災害・労働疾病.....	7
4) 産業衛生	8
5) 身体に負荷のかかる作業への配慮	8
6) 機械装置の安全対策.....	8
7) 施設の安全衛生	8
8) 安全衛生事項の伝達.....	8
C. 環境.....	9
1) 事業活動における環境に関する法令の遵守	9
2) 環境汚染防止と天然資源の節約.....	9
3) 有害物質の管理	9
4) 廃棄物の管理	9
5) 大気への排出.....	9
6) 製品に使用する物質の制限.....	10
7) 水の管理.....	10
8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出	10
D. 倫理.....	11
1) ビジネスの誠実性	11
2) 不適切な利益の排除	11
3) 情報の開示	11
4) 知的財産の尊重	11
5) 公正な事業、広告、競争の尊重	11

6) 通報者の保護	12
7) 責任ある鉱物調達	12
8) 個人情報の取扱い	12
E. マネジメントシステム	13
1) 取り組み方針の策定	13
2) 担当役員とその責任	13
3) 法的要件と顧客要求事項	13
4) リスク評価とリスク管理	13
5) 改善目標	13
6) 研修プログラムの整備	14
7) コミュニケーション	14
8) フィードバックプロセスの構築	14
9) 自己評価	14
10) 是正措置の実施	14
11) 文書化と記録	14
12) サプライヤーへの責任	14
F. その他	15
1) 輸出入管理	15
2) 製品の安全性	15
3) 情報セキュリティ	15
4) 事業継続計画	15
おわりに	16

はじめに

YOKOGAWAは、持続可能な社会の実現に向け、社会的責任のグローバルスタンダードを尊重して事業活動を行っています。2009年には国連グローバル・コンパクト^{注1}に署名し、人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則の支持を表明しています。2017年には国連SDGsおよびパリ協定と整合するサステナビリティ目標“Three goals”^{注2}を発表し、事業を通じた社会課題の解決に取り組んでいます。

持続可能な社会実現に向けて、各企業が個別に努力するだけでなく、サプライチェーンで繋がる企業が連携して取り組むことで、より効果的・効率的な活動となります。このサステナブル調達ガイドラインをお取引先様と共有し、サプライチェーン全体で社会課題の解決に向けて努力してまいります。

お取引先様におかれましても、サプライチェーンへの働きかけを含め、本ガイドラインの内容を遵守する事業活動を行っていただきますようお願いいたします。

注1 国連グローバル・コンパクト(United Nations Global Compact UNGC) :

1999年の世界経済フォーラムで提唱され、2000年7月26日に正式に発足。国連が「国家」という旧来の仕組みではなく、民間企業/団体の主体的なイニシアチブ（取り組み・参画/関与）を求めたもの。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則を軸に活動を展開している。

注2 サステナビリティ目標“Three goals” :

世界の動きを背景に、YOKOGAWAが自らを変革し、2050年に向けて目指す社会を、図に示すサステナビリティ目標「Three goals」として定めた。



YOKOGAWAは、未来世代のより豊かな人間社会のために、2050年に向けて、Net-zero emissions、Circular economy、Well-being の実現を目指します。

A. 人権・労働

お取引先様におかれましても、国際労働機関(ILO)の国連人権基準を参照し、労働者の人権を守り、尊厳と敬意をもって労働者に接する取り組みをお願いします。なお、労働者は、すべての雇用・就労形態によらず働く者を対象とします。

1) 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。

具体的には脅迫、強制、拉致または詐欺によって、人を移送、隠匿、採用、譲渡、受け入れることを禁止します。また、就労のあっせんのための手数料を労働者から不当に搾取することやその手数料を債務として強制労働を行うことも禁止されます。また、外国人労働者の雇用にあたっては、労働者が母国を離れる前に、雇用条件を労働者が理解できる言語で記載した雇用契約書を提供します。

すべての就業は、自発的に行われ、労働者は、離職や雇用を自ら終了する自由があります。

なお、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可書または移民申請書（これらの保持を法律が義務付けている場合を除く）労働者から隠匿、没収するなど本人の使用を妨げること、労働者の施設への出入りや施設内の移動に不合理な制約を課すことも、強制労働の一旦とみなされます。

2) 児童労働の禁止ならびに若年労働者への配慮

児童労働は、国際労働機関（ILO）および各国法令でいかなる場合も禁止されています。

「児童」とは 15 歳、または義務教育を修了する年齢、または当該国が定める雇用最低限年齢のうち、いずれか最も高い年齢に達していない者を指します。児童労働とは、適切に義務教育を就学させずに児童を労働に従事させることであり、法令が遵守された上での子供の発育を促すための作業とは異なります。

また、18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる危険がある業務に従事させてはなりません。また、彼らの権利の保護のため、デューデリジェンスが求められます。

3) 労働時間への配慮

労働時間は、労働者の働く地域の法制で定められている限度を超えてはなりません。

長時間労働は、生産性の低下、離職、怪我および疾病の増加のリスクと関連しており、週あたりの労働時間、休日、休憩の付与については、国際的な基準も考慮します。

4) 適切な賃金

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当を含め、適用されるすべての法律を遵守しなくてはなりません。

例えば、時間外労働に関する報酬は、当該地域の法規に従い、通常の時給より高い賃率で労働者に支払う必要があります。報酬の支払いの際には、その支払内容が適正であることを確認できる情報が記載された給与明細書も併せて提供します。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮します。

5) 非人道的待遇の禁止

セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または肉体的な抑圧もしくは言動による中傷など、労働者が不快と感じる非人道的な待遇およびそのおそれのある行為を禁止します。

そのためには、この行為に関する懲戒の方針や手順を明確化し、従業員に伝達します。

6) 差別の禁止

ハラスメントおよび非合法的な差別を職場で行ってはなりません。

つまり、賃金、昇進、報酬、教育、採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族または国籍、障害の有無、妊娠、宗教、所属政党、軍役経験の有無などによる差別および差別につながる可能性のある行為があってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望は、適切な範囲で便宜を図ります。

7) 労働者の団結権

法令を遵守した上で、団体交渉を行い、自分が選択した労働組合を結成し、また労働組合に参加する労働者の権利を阻害してはいけません。

また、同時にその活動に賛同しない労働者の権利も尊重されます。さらに、労働者、または彼らの代表者は差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と公に意思疎通を図ります。

B. 安全衛生

お取引先様におかれましても、国際労働機関(ILO)の安全衛生ガイドラインに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みをお願いします。なお、この取り組みにおいては、労働者への情報提供と教育を継続的に行うことが重要です。

1) 職場の安全

職場における危険は、発生の可能性も含めて特定し、労働者の安全対策を行ってください。

職場における危険の例としては、化学物質、電気およびその他のエネルギー源への人体の接触、火災、車両事故、および落下などがあります。

安全対策には、

- ・発生の可能性を含めた危険を特定・評価
- ・危険の排除・予防保全を考慮した適切な作業現場の設計
- ・安全のための啓蒙活動（含む個人保護具の取扱い）

などがあり、これらを仕組みとして進める必要があります。

更に、妊娠中の女性または授乳中の母親を危険な状態から守ることおよび合理的な便宜を図ることも含まれます。

2) 緊急時への備え

職場における緊急事態は、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順を作成し、災害時にその行動がとれるように教育を行ってください。

緊急対策には、適切な火災探知・消火設備の設置、避難方法の明確な表示、災害時の出口をわかりやすくし障害物を除くこと、避難訓練の計画と実行および報告を含みます。

3) 労働災害・労働疾病

労働者の身に起きた労働災害および労働疾病は、記録し、必要な治療を提供し、是正措置を実施してください。

是正措置には、事故の調査、原因の特定と除去および予防対策の実施、管理、報告を含みます。また、労働者の職場復帰の促進のための規定とその実施の報告も必要です。

4) 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的物質・状況に、労働者がばく露するリスクを特定し、評価・管理の実施をお願いします。

潜在的リスクは、適切な設備の設計で排除し、作業手順の徹底で最小限に抑えます。このような手段によってもリスクを適切に管理することができない場合、労働者に、適切な個人保護用具やこれらの危険に関連するリスク対応の教育を提供する必要があります。

5) 身体に負荷のかかる作業への配慮

労働者の身体に負荷のかかる作業を特定・評価し作業管理をお願いします。

身体に負荷のある作業には、手作業による原材料取扱い、重量物の運搬または反復的な持ち上げ作業、長時間の立ち作業、および極度に繰り返しの多いまたは力の要る組み立て作業などがあります。労働災害・労働疾病に繋がらないように適切にリスクを特定・評価し、管理します。

6) 機械装置の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施することを求めます。

例えば、危険な機械装置には保護柵、インターロック、防護壁などを設置し、適切な保守管理を行います。

7) 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供する施設は、適切な安全衛生の確保が必要です。

生活のために提供する施設とは、トイレや食堂あるいは寮などです。それぞれ、安全衛生上、清潔かつ安全である必要があります。

寮では、緊急時の適切な非常口、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる広さの個人スペースを確保する必要があります。

8) 安全衛生事項の伝達

労働者が被るかもしれない作業上の様々な危険について、適切な安全衛生情報と訓練を労働者が理解できる言葉・方法で、労働者に提供することを求めます。

また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みも必要です。

C. 環境

お取引先様におかれましても、エネルギー資源の枯渇や地球温暖化、環境汚染などの問題にご留意頂き、国際的に通用する環境配慮の責任を果す取り組みをお願いします。

環境配慮の責任とは、労働者のみならず関係する地域の人々の健康と安全の確保を最優先とし、地域社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑える施策を進めることです。

1) 事業活動における環境に関する法令の遵守

事業の所在地の法令に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行ってください。

2) 環境汚染防止と天然資源の節約

汚染物質の排水・廃棄は、事業の所在地の法令を遵守し、最小限に抑えることで天然資源を浪費しない手段を講じてください。

これらを実行する手段としては、発生源での生産設備の変更、材料の代替、資源の再利用の徹底、リサイクルなどがあります。法令・規制を遵守するためにも自主的に目標を定めて活動します。天然資源とは、水、化石燃料、鉱物、原生林および原生林の産物などです。環境汚染の防止は、天然資源の節約につながり、地球の持続可能性に密接に関係します。

3) 有害物質の管理

人体や環境に対して危険性または有害性のある化学物質およびその他の物質を特定し、ラベリングなどを徹底して適切な管理を行ってください。

法令を遵守し、必要に応じて自主基準を設け、これらの物質を安全に取り扱い、移動、保存、使用、リサイクル・再利用および廃棄を確実に実施できる体制を整えなくてはなりません。

4) 廃棄物の管理

有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定し、管理、削減および責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的な取り組みを進めてください。

5) 大気への排出

大気に有害な物質を排出しないための対策を行ってください。

大気に放出される有害な物質には、揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがあります。これらの物質は、排出に先立ち、内容の分析と監視に努め、その結

果に基づいて必要な管理や処置を施した後に排出します。対策には、排出する物質の取扱いや処理システムの性能の定期的な監視も含まれます。

6) 製品に使用する物質の制限

製品および製造過程（リサイクルおよび分別された廃棄物も含む）における特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法律、規制および顧客要求の遵守をお願いします。

YOKOGAWA は、当社の製品やサービスを納めたお客様が事業を進めるにあたり、環境関連の法令を遵守できることも製品の品質の一部として捉えて設計をしています。お取引先様から購入した製品について、必要な情報の提供をお願いすることがあります。

7) 水の管理

取水、流出、汚染抑制の状況について把握し、規制の遵守をお願いします。

状況の把握とは、基準となる特性を定め、水源、廃水の処理、汚染を抑制するための処理などの状態をモニタリングし、文書化して記録することです。さらに、排水を排出・廃棄の前の処理、水の経路を管理し汚染を抑制する処理のためのシステムの最適な動作を確保することは、安全な水の確保に貢献します。

8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー消費および温室効果ガス排出の削減に取り組むとともに、エネルギー効率改善の活動を進めてください。

エネルギー効率の改善とは、エネルギー消費および関連するスコープ 1 およびスコープ 2^{注3}の温室効果ガスの排出量を最少化することであり、施設もしくは事業所の単位で、トレースし文書化することが必要です。

注 3 スコープ 1 およびスコープ 2 :

スコープ 1 は、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ 2 は、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

D. 倫理

お取引先様におかれましても、倫理を遵守する取り組みの実施を求めます。

社会的責任を果たし、ビジネスで成功するためには、従業員各々の倫理感のみならず企業として最高水準の倫理感を保つ必要があります。

1) ビジネスの誠実性

贈収賄、腐敗、恐喝、および横領を一切禁止する方針を企業として継続してください。

企業としての方針の継続とは、方針を策定することだけでなく、その方針にも基づいた企業活動を継続することです。また、企業活動以外においても従業員が、禁止されている行動を行うことや所有を禁止されている物質を保持することなどは許されません。

2) 不適切な利益の排除

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認することを禁止します。

この禁止の内容には、ビジネスを獲得する、不適切な利益を取得するため、直接的あるいは間接的にサプライヤーを通じて、価値のあるものを与えるまたは受領する約束、申し出、許可を提供または容認することも含まれます。

腐敗防止に関する法令を遵守するには、方針・手順の明確化および監視などの実施が重要です。

3) 情報の開示

企業の労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規制と業界の慣例に従った開示をお願いします。

商取引は、透明性をもって行い、企業の会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。記録の改ざんや、サプライチェーンの状況、業務の虚偽表示は容認されません。

4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重してください。これには他人の秘密の保護を含みます。

他人の知的財産権を侵害して技術やノウハウを利用したり移転したりしてはなりません。

5) 公正な事業、広告、競争の尊重

公正な事業、広告、競争を行ってください。

公正な事業とは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力を排除し、法令、条例、慣習その他すべての社会規範を遵守する事業活動のことです。

公正な広告とは、不正な目的で広告を行うことや事実と異なる情報を提供することがない広告のことです。

公正な競争とは、それぞれの国や地域において定められた公正な競争、公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当表示などの違法行為は行わず、公正で自由な競争を推進することです。

6) 通報者の保護

法令に反しないかぎり、法令違反や不正行為、これらのおそれのある行為を通報してきた者を保護してください。

保護とは、苦情処理の仕組みにおいて、通報したサプライヤーまたは従業員などの通報内容の機密性、通報者の匿名性を確保し、通報者^{注4}への報復を防止すること、および、通報したことを理由に不利益な扱いをしないことです。

7) 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれる鉱物の調達について責任を持ち、紛争鉱物の調査や情報開示に協力してください。

紛争鉱物とは、タンタル、スズ、タングステン、金など、コンゴ民主共和国又はその隣接国で産出し、原産地とそのサプライチェーンにおいて、深刻な人権侵害者である武装団体の資金源となっている鉱物のことです。紛争鉱物に限らず武装勢力や犯罪組織などの資金源となり、紛争、人権侵害や犯罪に加担しない調達の取り組みに対し賛同をお願いします。

8) 個人情報の取扱い

サプライヤー、顧客、消費者、従業員などの個人情報については、関連する法令を遵守し、慎重に取扱う必要があります。

特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行ってください。

注4 通報者：

通報者には、自社の従業員・役員、またはサプライヤーなどを含みます。

E. マネジメントシステム

本章では、お取引先様の日々の業務が前章のAからDの内容に沿って進めているか確認するためのマネジメントシステムに含む項目を記載しています。

なお、確認する視点は

- ・業務や製品に関連する法令および顧客要求事項を遵守しているか
- ・本ガイドラインに記載した内容に一致しているか
- ・本ガイドラインに記載した内容に関するリスクの特定と軽減を行っているか

の3点です。

1) 取り組み方針の策定

社会的責任および環境保全責任に対する方針を策定する必要があります。

方針は、経営幹部に承認されたものであり、全ての労働者がその方針を知ることができる言語で作成され、閲覧可能な場所に掲載します。

2) 担当役員とその責任

マネジメントシステムと関連する仕組みの実施の責任を負う担当役員の任命をお願いします。

当該担当役員は、これらが適切に運行されているか定期的にレビューします。

3) 法的要件と顧客要求事項

本ガイドラインに記載されている事項、適用される法律、規制、および顧客の要求を理解するためのプロセスを構築してください。

プロセスとは、最新の法令の動向を定期的を取得し、情報を共有する仕組みやその動向に即した方針や手続きの変更などを体系的に行うことです。

4) リスク評価とリスク管理

労働・安全衛生・環境・倫理のリスクを明らかにし、特定したリスクを管理するプロセスが必要です。それぞれの分野における有効な認証書があれば、その分野のリスクは検証する必要はありません。

5) 改善目標

社会的責任および環境保全責任に対する取り組みの達成目標・実行計画は書面で作成してください。

また、活動の進捗状況が定量的に検証できるような改善目標であることが必要です。

6) 研修プログラムの整備

経営陣・従業員ともに、社会的責任および環境保全責任に対する取り組みを理解し、行動に結びつけられるような研修プログラムを整備してください。

研修の履歴は記録し、トレーニング内容の有効性の評価を行います。

7) コミュニケーション

従業員、サプライヤーおよび顧客に対して、方針および取り組み実績に関し、正確な情報を伝達するプロセスを確立してください。

8) フィードバックプロセスの構築

従業員からのフィードバックプロセスの構築をしてください。

従業員からのフィードバックプロセスとは、理解度を確認する意識調査、提案による継続的改善への参画、苦情処理の仕組みなどをいいます。苦情処理においては、申し立てを行った従業員に対し不利益な扱いをしてはなりません。

9) 自己評価

本ガイドラインの遵守状況を確認するための定期的な自己評価を行ってください。

自己評価とは、法規制の要求事項、本ガイドラインの内容および社会的責任・環境保全に関連する顧客の契約上の要求事項について、基準を決め適合しているか否かを確認することです。

10) 是正措置の実施

社内または社外の第三者機関による評価、点検、調査および審査によって不適合事項が特定された場合の是正措置を行うための手順を準備してください。

11) 文書化と記録

マネジメントシステムの運用のための適切な文書化をお願いします。文書化にあたり、法令遵守および顧客要求事項への適合に留意してください。また、記録においては機密性の担保をお願いします。

12) サプライヤーへの責任

お取引先様のサプライヤーに、本ガイドラインの内容をお伝えいただくとともに、本内容と同等の調達の行動規範を遵守する働きかけをお願いします。

サプライヤーが、これを遵守しているか確認するプロセスの構築も必要です。

F. その他

前述以外に、YOKOGAWA のサプライチェーンにおける社会的責任として、お取引先様にも特に取り組みをお願いしたい事項は次のとおりです。

1) 輸出入管理

貨物の輸出入や技術の提供においては、貿易に係る国際的な取り組みの精神を尊重し、適用される貿易関連法令および規則を遵守してください。

2) 製品の安全性

製品設計を行う際には、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮した販売をお願いします。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴追跡）などの管理および問題解決における迅速な対応を含みます。

3) 情報セキュリティ

コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御の対策を行ってください。

スパムメールによる業務の停滞やウィルスの感染による情報の流出など、日々新たな脅威が発生します。最新の情報を入手し、対策をとれる体制が必要です。

関連法令を理解し、顧客・第三者から受領した機密情報および個人情報の情報漏えいを防止し、これらの情報を適切に管理・保護する体制の構築をお願いします。

4) 事業継続計画

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定してください。

実際に事業が停止した際に、BCP に記述されている内容に従って事業を早期に復旧するためのマニュアルを作成し、実際の災害等に対応できるよう、従業員に継続的な教育とトレーニングを提供することも含まれます。

おわりに

本ガイドラインは、持続可能な社会実現のためのサステナブル調達について記載しています。以下にサステナブル調達およびこれに関連する用語の定義を“ISO20400 持続可能な調達—手引き”を抜粋し、記載します。

社会的責任とは

健康と社会の繁栄を含む持続可能な開発に貢献し、利害関係者の期待を配慮しつつ適用法を遵守し、国際行動規範と整合し、組織全体として統合され、その組織として実践される透明で倫理的な行動を通じた、組織の決定と活動が社会と環境に与える影響に対する組織の責任のことです。

持続可能性とは

将来の世代の自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たすことができる、環境的、社会的および経済的側面を含む地球規模のシステムの状態のことです。

持続可能な調達とは

持続可能な調達は、ライフサイクル（天然資源からの原料生成から廃棄まで）全体を通して可能な限り最も良い環境的、社会的および経済的影響を持ち、悪影響を最小限に抑えるよう努める調達です。

また、持続可能な調達における主な原則は、説明責任、透明性、倫理的行動、完全で公正な機会、利害関係者の利益の尊重、人権の尊重、および法の支配と国際規範の尊重です。

（出典：ISO20400 持続可能な調達—手引き）